

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年9月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年1月7日午後2時20分頃、奈良市二条大路南一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 565,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年9月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年6月27日午前9時頃、奈良市三碓三丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのフェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 149,040円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年9月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月1日午前9時20分頃、奈良市大森町地内において発生した、本市の公用車がごみ置き場に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 79,920円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年9月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月12日午前10時頃、奈良市五条畑一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ収集ボックスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 63,720円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年9月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月20日午後4時頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、歩道の平板ブロック舗装の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の後部バンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 44,679円